

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

| | |
|--|--|
| (宛先) 京都府知事 | 2022年 9月 13日 |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府宇治市槇島町目川100番地 | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 山崎製パン株式会社京都工場 工場長 佐藤 雄二 |

| 前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等 | 第一種特定製品の種類 | 前年度 | | | | | | | |
|-------------------------------------|--|--|-------|----------|----------|--|--|--|--|
| | | 年度当初の保有台数 | 整備台数 | 廃棄台数 | 年度末の保有台数 | | | | |
| | エアコンディショナー | 314 台 | 25 台 | 11 台 | 313 台 | | | | |
| | 冷蔵機器及び冷凍機器 | 695 台 | 30 台 | 20 台 | 683 台 | | | | |
| 前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量 | 第一種特定製品の種類 | 代替フロン充填量 | | 代替フロン回収量 | | | | | |
| | エアコンディショナー | 32.1 | キログラム | 0 | キログラム | | | | |
| | 冷蔵機器及び冷凍機器 | 58.8 | キログラム | 4.1 | キログラム | | | | |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制 | 使 用 時 | <ul style="list-style-type: none"> フロン使用機器の担当者が機器の簡易点検を四半期ごとに実施し「簡易点検記録」に実施結果を記録して、機器廃棄後3年間保管する。 四半期に1回、管理担当者は簡易点検の実施台数、機器の修理台数とフロン漏えい量を各部署の担当課長に報告する。 | | | | | | | |
| | 廃 棄 時 | <ul style="list-style-type: none"> フロン使用機器の担当者が機器の廃棄時、フロン類回収業者に「フロン類回収行程管理票」を交付し、A票を保管する(3年間)、また処理完了後にE票を受領する(3年間保管)。 四半期に1回、管理担当者は機器の廃棄台数を各部署の担当課長に報告する。 | | | | | | | |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況 | 使 用 時 | <ul style="list-style-type: none"> 工場内機器において、定期点検時は、バルブや配管継手、溶接箇所など特に漏えいが発生しやすい箇所の油のにじみや汚れを確認して異常がある場合はナット部の増し締めや発砲液によるチェックを行い漏えいを防止する。 店舗において、簡易点検時の異常や店舗で毎日行う温度点検(1日4回)時の温度異常に気付いた場合は速やかに修理を依頼する。また室外機本体が汚れている場合や周辺にゴミがある場合などは清掃を実施する。 | | | | | | | |
| | 廃 棄 時 | <ul style="list-style-type: none"> 冷媒の充填・回収時の「充填・回収証明書」の発行と廃棄時の「フロン類回収行程管理票」の発行を徹底する。特にフロン類が充填されていない機器の廃棄時も「0(ゼロ)kg」での「フロン類回収行程管理票」の発行を徹底し法令遵守を図る。 | | | | | | | |
| ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針 | <ul style="list-style-type: none"> 工場内機器においては、空調機および冷凍冷蔵機器の更新時に地球温暖化係数の低い機器を導入する。 店舗内機器においては、新店および既存店の機器の更新時に地球温暖化係数の低い機器を導入する。また店舗によってはノンフロン(CO₂冷媒)機器を導入する。 自社の自動販売機においては、更新時にノンフロン機器を導入する。 | | | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | | | | |

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。